

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

第 8 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 8 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 8 年 8 月 2 9 日 (月)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5 0	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5 1	農地法第 3 条許可申請について
4	5 2	農地法第 4 条許可申請について
5	5 3	農地法第 5 条許可申請について
6	5 4	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8 月 29 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 7 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 8番 城森 史明 (共済)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 8 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 11 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

3 番駒水委員、4 番板敷委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 50 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページから 2 ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 86 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 87 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 88 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 89 号は不耕作のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 90 号は不耕作のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 91 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が 13 筆で 21,450 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての、整理番号 86 号から 91 号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 16 号

整理番号 16 の申請地は、〇〇町〇〇番，畑，408 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，農業，48 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，84 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号 16 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 16 号の申請地については 5 ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇集落北東側の〇〇畑かん地区内にあり，〇〇〇〇の東側道路向いに位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に調査結果について，地区担当委員の報告をお願いいたします。

整理番号 16 号を，板敷委員お願いします。

4 番（板敷委員）日程第 3 号議案第 51 号整理番号 16 号について報告します。

8 月 11 日午前中，申請人〇〇〇〇さん立会いで現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇北の広域農道信号交差点を〇〇〇〇に向かって 600m くらいのところを北へ 150m くらい行ったところでした。

地番〇〇，〇〇，〇〇が一体で茶畑でした。

申請地の北と西は道路，南は甘しょ畑です。

申請理由は，畑かん工事終了後，〇〇さんは所有権を持つ畑として地番〇〇，〇〇，〇〇が今の名義のままで渡され，以来〇〇さんが耕作しているそうです。

地番〇〇については入会林野事業で名義変更中，〇〇番も〇〇さんが課税されるので名義を変えたいとのことでした。

以上のことから問題のない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農地法第3条許可申請の整理番号16号については、事務局の説明及び、地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第4条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

整理番号8号

整理番号8号の申請地は〇〇町〇〇番〇, 畑, 224 m², 〇〇番〇, 畑, 898 m², 合計1,122 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

転用目的は太陽光発電施設・通路・駐車場です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し, 太陽光発電売電事業用地として活用するため。」とのことです。

申請地は, 8・9ページに掲載してあります。

〇〇公民館から西側420mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第2種農地と判断します。

転用目的は, 太陽光発電施設及び通路, 普通自動車2台分の駐車場の設置で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積1,122 m²のうち, 898 m²に太陽光パネル(200枚)49.5kwを設置し, 残り224 m²に通路及び駐車場として利用する計画で問題のないものと思われま

す。

申請地北側は用悪水路, 西側は山林, 南側及び東側は宅地です。

造成については現況のまま整地のみで, 東側に畦畔及びフェンスを設け, 周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

パネル間はそれぞれ1.2m程度の間隔は確保する計画で, 農地境界から約2.4m以上, 離して設置し, 日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水排水については, 東側境界に沿って, 側溝及び排水管を設置し, 北側用悪水路へ, 放流します。なお, 経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており, 事業実施の実現性は確認されております。

なお, 申請地, 〇〇町〇〇につきましても, 申請人の父が, 農地法の許可が要ることを知らずに, 平成12年頃から北側住居の通路として整備していたものであり, 今回, 太陽光発電施設の設置にあたり, 同施設及び住居の進入通路・駐車

場として、追認により許可を得ようとするものです。なお、申請が事後になりましたことを申し訳なく思い、今後は十分に気を付けるとの顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、また、通路部分については、周囲の土地にこれまでも被害を及ぼしたこともないため、無断転用ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 8 号を、桑原委員お願いします。

9 番（桑原委員）整理番号 8 号について報告いたします。

8 月 17 日、事務局の前原さん、沖園委員、私と〇〇立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は〇〇バス停から西側に 200m に位置し、第 2 種農地でその他の農地です。

転用目的は〇〇町〇〇-〇番地は通路・駐車場、〇〇-〇番地は太陽光発電施設です。

〇〇-〇番地については、平成 12 年から一部を通路として無断転用していたということで、顛末書を提出しており、今後通路と駐車場に使用するとのこと。

〇〇-〇番地については、西側は山林で伐採中でした。北側は用悪水路、南、東側は住宅です。

太陽光発電施設に係る認定については経済産業省の認定通知書の写しも添付してあります。

東側に防護柵と擁壁するとのこと、雨水排水については東側にトラフを設置し北側用悪水路に排水するとのこと、やむを得ない申請かと思われまます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12 番（瀬戸口委員）今の調査報告についてはなんら疑問はないんですが、7 ページの調査表についてちょっと疑問が出てきたもんですから質問したいんですけど、中段あたりの農振農用地の除外に係るひとつの要件基準の中に、土地改良事業の面的工事完了から 9 年以上経過しているかというのがありますが、私は 9 年じゃなくて 8 年じゃないかと思ってみたんですが、この 9 年のあれは分かりませんか。

分からなかったらあとで教えてください。

事務局 工事補助事業が 8 年ということで、8 年までは効果を確保を図る観点から、補助金を投入した農地に関する要綱があると思います。

なのでこの表現では 9 年以降経過しているかということでの表現ですので、8 年以内ではないということを示すための資料であります。

また詳しくはまた詳細調べてまたご連絡したいと思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号, 農地法第4条許可申請の整理番号8号については, 事務局の説明及び, 調査員の報告のとおり, 許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第52号については, 申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号, 農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

それでは, まず, 議案内容について, 事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で, 所有権の移転に関する申請が2件, 賃借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号26号

整理番号26号の申請地は〇〇町〇〇番, 畑, 466㎡です。

借人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん, 建設業です。

貸人は〇〇〇〇さん, 自営業です。

賃借権の設定です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は, 「現在, 資材置場が不足しているため, 申請地を借り受け, 資材置場として使用するため。」とのこと。

申請地は12ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南西側約90mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため, 第1種農地と判断されますが, 申請地周辺には住宅が点在しており, 申請地の55m以内に既存住宅が5戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を資材置場の候補地としており, 致し方のない申請ではないかと思われ。

転用目的は資材置場で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は石材及びコンクリート製品等の資材置場, 重機2台分の駐車場, 通路の設置です。

申請地の北側は宅地, 東側は畑, 西側及び南側は道です。

資材置場転用にあたり, 0.4~0.5mの盛土をおこないますが, 東側の農地境界にはブロック積みを設け, 周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また, 工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。雨

水は南側市道側溝へ排水します。なお、側溝には、ふたをかぶせ、車の出入りがおこなえるよう措置します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

なお、補足になりますが、本件申請地は、第6回定例会において、5条許可申請、日程第5号、議案第42号、整理番号16号で、決定された許可地でありましたが、申請法人の都合、会社倒産により、事業の遂行ができなくなったことから、6月28日付けで取り下げ申請を受理しております。

続きまして、整理番号27号

整理番号27号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，87㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，スポーツクラブ講師です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「今回、申請地近くの宅地を自宅として取得し、同時に申請地を譲り受けて、駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は、14ページに掲載してあります。

〇〇公民館より西側95mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は軽通自動車2台分の駐車場です。

計画面積は87㎡で問題のないものと思われま。

申請地北側は畑，西側は宅地，東側が雑種地，南側は道です。

駐車場への転用にあたり、約50cmの切土をおこないますが、境界には、擁壁が施してあり、周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

農地境界より2.2m以上控えて整備し、構築物もないことから、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、南側側溝へ放流させる計画です。

なお、車の出入りは、南側道路よりおこなう予定です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号28号

整理番号28号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，131㎡，〇〇番，畑，316㎡，合計447㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいをしているので、申請地に自宅を新築したい。」

とのこととす。

申請地は、16 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より東側約 150mに位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の 55m以内に既存住宅が 4 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 447 m²で問題ないものと思われます。

申請地の北側は道、東側及び西側は畑、南側は防風林を介して、宅地及び畑です。

一般住宅への転用にあたり、農地境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は高さは 5.0mの平屋であり、南側農地境界より 5.0m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び溜柵により北側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後北側・側溝に排水する予定です。

なお、申請地のうち、〇〇町〇〇番は、南薩土地改良区・受益地区でありましたが、地区除外手続きも完了し、農地転用に伴う措置について協議が整っていることから、土地改良区としてはさしつかえないとの意見書が提出されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、現地調査の結果について調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 26 号及び 27 号を

沖園委員お願いします。

7 番（沖園委員）整理番号 26 号及び 27 号の調査結果を報告申し上げます。

まず 26 号ですが、さる 8 月 17 日桑原委員と事務局の前原さんの 3 名で申請人の〇〇〇〇専務立会いのもとに調査を行いました。

申請人は〇〇町の土木建設工事請負業や運送業を営む法人でございますが、現在資材置場が不足している為申請地の〇〇町〇〇番地 466 m²を資材置場として使用する目的で賃借権設定による申請がなされたものでございます。

申請地は〇〇〇〇から約 90m南西に位置してございまして、南側は市道、東側と北側は宅地、西側は農道を挟んで宅地となつてございました。

申請人は許可が下り次第、申請地の南側及び東側と北側に高さ 60cmのブロック塀を設置し、南側の市道沿い侵入路 8mには集水ふた付の蓋板を設置するとの

こととございます。

また、西側は既設のコンクリート擁壁となっており、なんら土砂の流出の心配も無く、南側の市道に設置された側溝に排水するとのことで、適切な被害防除計画書及び事業計画書も添付されており、周辺農地への通風日照等に支障も無く、なんら問題のない申請かと思われま。

次に整理番号 27 号について申し上げます。

同じく 8 月 17 日に桑原委員と事務局の前原さんの 3 名で申請代理人の行政書士〇〇〇〇さんの立会いのもとに調査を行いました。

申請人は〇〇町〇〇番地のスポーツインストラクター、〇〇〇〇さんであります。

今回、申請地の近くの土地と建物を譲り受け、自宅として使用することになったものの、駐車スペースが無かったため一緒に無償譲渡された申請地を駐車場として使用するために申請がなされたものです。

申請地は〇〇公民館から約 95m 西に位置しておりまして、東側は雑種地・菜園、西側は宅地、南側は約 1m 下に市道、北側は約 3m のブロック擁壁の上が農地となっていました、現在は農地は耕作されておらず、原野化しておりました。

申請人は許可が下り次第、申請地の南側のブロック塀の一部を撤去して進入路を設置して、南側の市道沿いの水路に雨水を排水するとのこととございます。

また、適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、東側は既設のコンクリート擁壁、南側は既設のブロック擁壁で、西側は一段高い宅地となっており、土砂の流出の心配も無く、周辺農地への影響も考えられず、なんら問題のない申請かと思われま。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 28 号を、桑原委員お願いします。

9 番（桑原委員）整理番号 28 号について報告いたします。

8 月 17 日、事務局の前原さん、沖園委員、私と、それから申請人の父であります〇〇〇〇氏立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇から北西 150m に位置し、第 1 種農地集落接続施設です。転用目的は一般住宅です。

北側は道路、西・東側は畑、南側は里道を含めて 3m 下に住宅、畑でございます。

住宅は南側 5m 控えて土地の中心部に建設するとのことです。

南西東側の境界にはブロック積みをするとのことで、農作物に被害を及ぼす恐れはないと思われま。

汚水、生活雑排水については合併浄化槽、雨水については北側道路側溝に排水するとのことで、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上です。

事務局 ちょっと説明をいたします。

申請地の位置を口頭での説明を誤っておりました。

整理番号の 28 号のですね、申請地につきましては〇〇〇〇より西側 150m に位置しますということですので訂正いたします。

よろしくお願ひします。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 26 号から及び 28 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 6 号議案第 54 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 17 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 95 号から 105 号 2 で利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 10 名で、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外 15 名で、設定面積は、畑が 24 筆で 29,882 m²、樹園地が 2 筆で 988 m²でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は 18 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 17 号、譲渡人は南九州市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は、1 筆で、3,709 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号，農用地利用集積計画の調整のうち，利用権設定の整理番号95号から105号の2及び所有権乾移転の整理番号17号については，原案のとおり，承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第54号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第54号の決定いたしました案件につきましては，市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨，9月20日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして，本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので，閉会いたします。

なお，この後しばらく休憩ののち，全員協議会を開催いたします。

午前9時30分閉会